



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

秋田県立大学条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(二・学術振興課)	2
秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(三・企業局総務課)	2

この号で公布された  
条例のあらまし

秋田県立大学条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二号)  
1 秋田県立大学及び秋田県立大学短期大学の聴講生の授業料の額を次のとおり引き下げることとした。(別表関係)

秋田県立大学	区 分		改 正 後	改 正 前
	学 部	大 学 院		
秋田県立大学短期大学部	一単位	一単位	七、二〇〇円	一四、四〇〇円
	七、二〇〇円	一単位	一四、四〇〇円	一〇、五〇〇円

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二号)

1 観光施設事業の廃止に伴い、資金運用事業を廃止することとした。  
2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

条 例

秋田県立大学条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第二号

秋田県立大学条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田県立大学条例の一部を改正する条例(平成十四年秋田県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「一三、八〇〇円」を「一四、四〇〇円」を

一単位	一単位
一三、八〇〇円	一三、八〇〇円

を

一単位	一単位
一四、四〇〇円	七、二〇〇円

に、

「一〇、一〇〇円」を「一〇、五〇〇円」を

一単位	一単位
一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円

を

一単位	一単位
一〇、五〇〇円	五、二〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第三号

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二 土地造成事業

第一条の二中「土地造成・資金運用事業」を「土地造成事業」に改める。

第二条第三項を次のように改める。

3 土地造成事業は、県内において工業用地等を造成するため設置するものとする。

第三条第一項中「土地造成・資金運用事業」を「土地造成事業」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 (0862) 876600  
FAX (0863) 000505  
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄